

平成 15 年 11 月 28 日支部総会承認  
平成 16 年 4 月 22 日改訂(理事会承認)  
平成 17 年 4 月 22 日改訂(理事会承認)  
平成 18 年 4 月 25 日改訂(理事会承認)

## エレクトロニクス実装学会関西支部 規約

### 第 1 章 名称および事務局

第 1 条 当支部は、エレクトロニクス実装学会関西支部と称する。

第 2 条 当支部の事務局は、大阪府茨木市におく。

### 第 2 章 目的および事業

第 3 条 当支部は、エレクトロニクス実装技術および実装産業の地域振興を図り、会員相互の親睦、本部との連絡ならびにエレクトロニクス実装学会の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 当支部は、その目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 講演会・講習会およびその他の集会
2. 見学、視察
3. 調査、研究
4. その他の必要な事業

### 第 3 章 組織および会員

第 5 条 当支部の会員は、次の地域に在住するエレクトロニクス実装学会会員とする。

近畿：大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、滋賀県、和歌山県

中部：愛知県、岐阜県、三重県

北陸：富山県、石川県、福井県

中国：岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県

四国：愛媛県、高知県、香川県、徳島県

### 第 4 章 役員、顧問、役員会および総会

第 6 条 当支部に次の役員をおく。

支部長 1 名  
副支部長 1 名ないし 2 名  
幹事 若干名  
監査 1 名

当支部に顧問をおくことができる。

顧問 若干名

第 7 条 支部長は、支部一切の会務を統理する。

副支部長は、支部長を補佐し、必要があるときは、その任を代行する。

役員会は、支部長、副支部長、幹事をもって構成し、支部に関する重要案件を審議し、会務を処理する。

監査は、会計を監査する。

顧問は、支部長の諮問に応じる。また、役員会に出席することができる。

第8条 役員及び顧問は、当支部会員中より支部長の委嘱する役員選考委員会で推挙し、役員会ならびに理事会の承認を得たものが就任する。役員及び顧問の任期は、2年とし、重任および再任を妨げない。

第9条 毎年定例役員会を開き、事業報告、収支決算および事業計画、収支予算その他重要会務に関し決議する。重要案件に関する議決内容は、理事会の承認を得る。

定例役員会は、役員の過半数をもって成立する。

支部総会は、支部運営に関する重要な案件が生じた場合に開催することができる。

## 第5章 会計

第10条 当支部の経費は、本部よりの交付金、その他から支弁する。

当支部の会計年度は、本部の会計年度に合わせる。

## 第6章 規約の変更

第11条 当支部の規約は、役員会における出席役員の3/4の同意をもって変更することができる。但し、エレクトロニクス実装学会理事会の承認をもって発効する。

### 附 則

この規約は、平成15年12月1日から施行する。

### 附 則（平成16年4月22日）

この変更規約は、理事会承認のあった日から施行する。

### 附 則（平成17年4月22日）

この変更規約は、理事会承認のあった日から施行する。

### 附 則（平成18年4月25日）

この変更規約は、理事会承認のあった日から施行する。